



2019年5月10日

各 位

会 社 名 塩 水 港 精 糖 株 式 会 社
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 下 裕 司
 (コード番号 2112 東証第1部)
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 グ ル ー プ 長 小 田 俊 一
 (TEL 03-3249-2381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月27日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応し、将来を見据えた経営体制の早期確立を図ることに伴い、経営機能をより一層充実・強化することを目的として、現行定款に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第23条 (役付及び代表取締役) 取締役会の決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。	第23条 (役付及び代表取締役) 取締役会の決議によって会長、 <u>副会長</u> 、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。
第24条～第28条 (条文の記載省略)	第24条～第28条 (変更なし)
第29条 (補欠監査役) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。 補欠監査役の選任決議の定足数は、 <u>第27条</u> 第2項の規定を準用する。 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	第29条 (補欠監査役) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。 補欠監査役の選任決議の定足数は、 <u>第28条</u> 第2項の規定を準用する。 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(木曜日)(予定)
 定款変更の効力発生日 2019年6月27日(木曜日)(予定)

以 上